

東京書籍の

詳解歴史総合要点整理ノート 要点マスター世界史探究

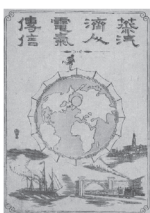
資料を活用する力を育てます！

新課程の「歴史総合」・「世界史探究」では、資料活用力が重視されています。東京書籍の準拠教材では、多様な資料を用いた読み取りの課題に取り組むことができ、資料を読み取る力を養います。

7 世界経済の変化と日本の産業革命

イギリスではじまった産業革命は、日本や他の国や地域にどのように拡大していったのだろうか。また、技術革新や産業の発展は、世界経済の結びつきをどのように変化させたのだろうか。▶教科書 p.52～54

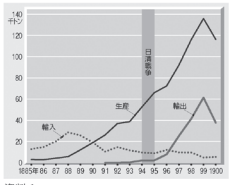
作業1 絵画資料から読み取る



●写真は、福沢諭吉「西洋事情」初編の口絵である。この絵に描かれているものをあげてみよう（教科書 p.52も参照しよう）。

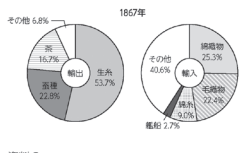
●上であげたものに福沢諭吉が特に注目していた理由として考えられることを説明してみよう。

作業2 グラフから読み取る

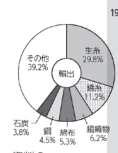


資料1 ●資料1は、日本の絹糸の生産量・輸出品・輸出品を示している。絹糸の生産量が輸入量輸出量を上回った年(B)はそれぞれ何年か、読み取ってみよう。

A: _____ B: _____



資料2 1867年



資料3 1867年

各項に対応した作業課題を提示しています。

作業3 絵画資料から読み取る



22 第1章2節 結びつく世界と日本の開国

●この広告は、1890年ごろにつくられたものである。何を宣伝するのかわかるように、次の語句を用いて説明してみよう。
スエズ運河 アメリカ大陸横断鉄道

教科書に掲載されていない資料もたくさん取り上げられているので、資料を読み取る力は準拠教材でバッチリですね！



詳解歴史総合要点整理ノート

B5判 136ページ
別冊解答編付
定価 680円(本体 618円)

要点マスター世界史探究

B5判 288ページ(予定)
別冊解答編付
定価 未定

14 章末演習

資料活用

各節の冒頭や章末に資料を読み解く課題を提示しています。

作業1 文字史料から考える

リヴァプールでは、1840年に上流階級の平均寿命は35歳で、商人および比較的恵まれた地位にある手工業者の平均寿命は22歳、労働者や日雇い人夫および被雇用階級一般の平均寿命はわずか15歳であった。

活況の時期には、少女たちは朝の何時に工場に行ったか。
—活況の時期には、それは6週間ばかりの時期ですが、少女たちは朝の3時には工場へ行き、仕事を終えるのは夜10時から10時半近くでした。19時間の労働のあいだに休息あるいは休養のためにどれだけの休憩時間を与えられたか。
—朝食に15分、昼食に30分、そして飲料を取る時間に15分間です。

資料1 イギリスの労働人口の衛生状況 資料2 イギリスの工場における児童労働の実態(1832年、彼州) 態に関する報告書(1842年)

資料1・2は、19世紀半ばのイギリスでの労働状況に関する調査である。

- (1) 資料1からはどのようなことが読み取れるだろうか。
- (2) 資料2からはどのようなことが読み取れるだろうか。
- (3) 資料1・2のような問題は、当時のイギリスでおきた大きな変化が背景にある。どのような変化だろうか。また、これを解決するためにどのような動きがあったか、考えてみよう。

作業2 写真から考える



資料1 パリの街並み(2020年)

写真のような現在のパリの街並みは、第二帝政期のフランスで皇帝主導のもとに行われた大改造によってつくられた。この大改造では、上下水道の整備や、有名なオペラ座の建築も行われた。

- (1) 現在のパリの街並みには、どのような特徴があるだろうか。
- (2) この大改造を行った皇帝は誰か。
- (3) (2)はなぜこのような都市改造を行ったのか、当時のフランスの状況からその意図を考えてみよう。

東京書籍の

世界史探究

世探701

シヤカイカ先生



レキシカ先生



詳解
歴史
総合
Modern and
Contemporary
History

高等学校地理歴史科用
文部科学省検定済教科書
②東書 歴史702

東京書籍

「総合」から「探究」へ



世界史
探究
Advanced World History

東京書籍

詳解歴史総合との接続がスムーズです！

歴総702

令和5年度用 内容解説資料(世探701)

シヤカイカ先生。
「歴史総合」の授業の準備を進めているのですが、このあと履修する「世界史探究」に接続しやすい内容を取り込みたいと思っています…。どのようにしたらよいのでしょうか？

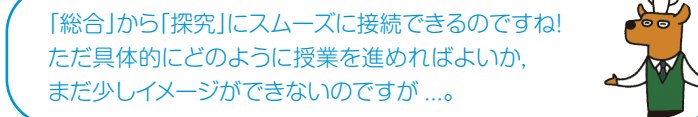


イカにも！たとえば「立憲制」について、「歴史総合」では日本を含めた世界の「立憲制」の潮流を学習し、「世界史探究」ではそれぞれの地域の歴史に位置づけて「立憲制」を学習するのじゃ。「歴史総合」で世界の潮流を学習しておくから、「探究」では個別の事象への理解が深まるだけでなく、歴史の展開を構造的に理解することができるのじゃ。

それなら、「歴史総合」では個別の歴史事象にフォーカスするのではなく、世界全体の動き、さらにそのなかに日本を位置づけて、近現代史の大枠をつかめるように教えるのはどうかのう。



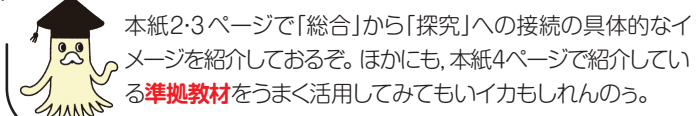
「総合」から「探究」にスムーズに接続できるんですね！ただ具体的にどのように授業を進めればよいか、まだ少しイメージがでないのですが…。



「歴史総合」の共通テストサンプル問題でも世界と日本の憲法を比較する問題が出題されましたが、このような視点で歴史を学ぶということでしょうか？



本紙2・3ページで「総合」から「探究」への接続の具体的なイメージを紹介しておるぞ。ほかにも、本紙4ページで紹介している準拠教材をうまく活用してみてもいいかもしれんぞ。



教科書と準拠教材を有効に使用して「接続」を意識した授業をする…。イカしてますね、先生！さっそく教材研究に移ります！



それぞれの「オスマン帝国憲法(ミドハト憲法)」を取り上げているページを例に紹介するのじゃ。

詳細 歴史総合

19世紀後半の立憲制の潮流に位置づけて理解します。

19世紀の後半の立憲制には、どのような類似点と相違点があったのだろうか。

世界と日本を一体的に捉える視点からの問いを提示しています。

5 立憲制の広まり

19世紀の後半の立憲制には、どのような類似点と相違点があったのだろうか。

- 第30条** 1) すべてのプロイセン人は、刑法に違反しない目的のために、結社を結成する権利を有する。
2) 法律は、特に公共の安全の維持のために、本条および前条によって保証される権利の行使を規制する。
- 第46条** 国王は軍の最高指揮権をとる。
- 第62条** 立法権は、国王と二つの議院によって共同して行使される。
- 第7条** ……陸海軍の統帥、軍事行動の指揮、イスラム法および法律の執行、行政裁判所の事務に関する規則制定の命令……は、スルタンの神聖な大権に属する。
- 第10条** 個人の自由はいかなる種類の侵害からも保護される。何人も法律の定める理由によつても罰せられない。
- 第53条** 法律の新制定又は現行法の改定の提案権は内閣に属するが、元老院および代議院(注:帝国議会の両議院)もまた、その権限の範囲内の事項について、法律の制定および現行法の改定を請求する権能を有する。
- 第5条** 天璽八帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第11条** 天璽八陸海軍ヲ統帥ス
- 第29条** 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

1) プロイセン憲法(1850年) 2) ミドハト憲法(1876年) 3) 大日本帝国憲法(1889年)

立憲制の定着と新しい立憲制国家

ヨーロッパでは、1848年の一連の革命が挫折したとはいえ、立憲制の導入やナショナリズムによる国家形成の動きが強まり、支配者もこれを無視することはできなくなった。プロイセンでは、1848年革命が挫折するなかで、欽定によって君主権が強い型の憲法が制定された。その後、プロイセンは軍事力と経済成長を背景に、ドイツの統一に向けて主導権を握り、宰相ビスマルクのもとで、第二帝政下のフランスとの戦争(プロイセン・フランス戦争)に勝利した。この戦勝のなかで、1871年、ドイツ帝国が成立した。イタリアのナショナリズムも、立憲君主制を導入したサルディニア王国が主導するようになり、1861年にイタリア王国が成立し、1870年にはイタリア統一が実現した。一方、戦争に敗れたフランスでは、ドイツとの講和に反発したパリの民衆が蜂起してパリ・コミュンとよばれる政権を一時的に樹立した。これは短期間で鎮圧され、その後、次第に共和制が定着した(第三共和政)。この時期には、イギリスでは自由党と保守党による二大政党制が発展し、両党が交代で政権を担当した。そのなかで選挙権も拡大され、英仏両国では立憲制の定着が進んだ。

ドイツの統一

イタリアの統一

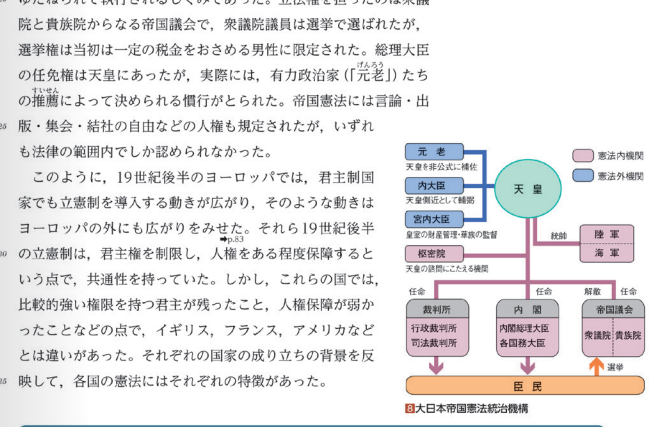
アジアにおける立憲制と大日本帝国憲法

欧米において、程度の差こそあれ立憲制が定着すると、アジアでもこれを模倣して立憲制の導入をはかる国があらわれた。1876年、オスマン帝国では、法治国家であることを内外に示すことを目的として、宰相ミドハト・パシャのもとで、憲法が公布された(ミドハト憲法)。しかし、スルタンは1878年にはロシアとの戦争を理由に憲法を停止し、専制政治を行った。

日本における憲法の制定も、こうした世界的な潮流の一部だった。1870年代から80年代にかけての日本では、明治維新後の新しい国家のあり方が模索され、欧米の思想を学んだ知識人や、地方の人々も参加して、民主化を求める自由民権運動が巻き起こり、さまざまな憲法案も民間から発表された。政府も欧米モデルの近代化をはかる制度改革の一環として憲法制定をめざしており、民権運動に対抗して、1881年に、10年後に国会を開設するという勅諭を発した。

この際、君主権の強いプロイセン型の憲法を採用することが政府の方針となり、伊藤博文がヨーロッパに渡って、ドイツやオーストリアで憲法の内容と運用の実態について調査した。これをふまえ、1889年、天皇が定める欽定憲法として、大日本帝国憲法が公布された。天皇はすべての統治権を有したが、それはさまざまな機関にゆだねられて執行されるしくみであった。立法権を担ったのは衆議院と貴族院からなる帝国議会で、衆議院議員は選挙で選ばれたが、選挙権は当初は一定の税金をおさめる男性に限定された。総理大臣の任免権は天皇にあったが、実際には、有力政治家(「元老」)たちの推薦によって決められる慣行がとられた。帝国憲法には言論・出版・集会・結社の自由などの人権も規定されたが、いずれも法律の範囲内でしか認められなかった。

このように、19世紀後半のヨーロッパでは、君主制国家でも立憲制を導入する動きが広がり、そのような動きはヨーロッパの外にも広がりをみせた。それら19世紀後半の立憲制は、君主権を制限し、人権をある程度保障するという点で、共通性を持っていた。しかし、これらの国では、比較的強い権限を持つ君主が残ったこと、人権保障が弱かったことなどの点で、イギリス、フランス、アメリカなどとは違いがあった。それぞれの国家の成り立ちの背景を反映して、各国の憲法にはそれぞれの特徴があった。



大日本帝国憲法統治機構

	立憲制	アジア	日本
ヨーロッパ			
プロイセン・プロイセン憲法・ドイツ帝国		オスマン帝国・ミドハト憲法	自由民権運動・大日本帝国憲法
イタリア統一		→停止, 専制政治	
フランス・第三共和政			

立憲制の定着 → アジアへの流入

本文の流れ

東京書籍の『詳解歴史総合』(巻総702)では、歴史的概念や歴史の大きな流れを理解することに重点を置き、世界と日本の近現代以降の歴史を一体的に学びます。「歴史総合」で学習の土台を築いているので、『世界史探究』(世探701)では個々の歴史事象の背景・経過・影響などをより深く追究するとともに、世界の歴史の大きな枠組みと展開を構造的に理解することができます。

世界史 探究

西アジア諸国の変革のなかで扱います。

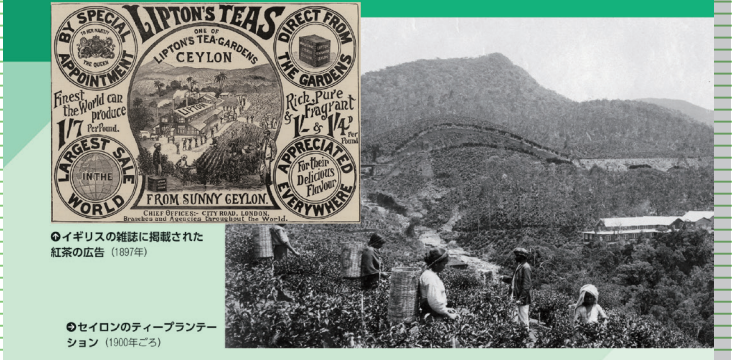
章の扉では、当該の章で扱う内容を概観しており、世界の歴史の大きな枠組みを捉えることができます。

問い 西アジア諸国に焦点化した問いを提示しています。

列強に軍事的・経済的に支配された西アジアの諸国では、どのような変革が生じ、また、それらは互いにどのように関連しあっていたのだろうか。

第16章 アジア・アフリカ諸国の統治再編と世界分割の進行

アジア諸国は自国の危機をどのように認識し、欧米列強と対峙しながらいかに改革をすすめたのだろうか。また、欧米列強はなぜアジアやアフリカなどに進出しようとしたのだろうか。



イギリスの雑誌に掲載された紅茶の広告(1897年)

セイロンのティープランテーション(1900年ごろ)

19世紀前半、アジアやアフリカでは多くの国々が統治体制の再編をせまられていた。一方で、技術の進歩を背景に工業化をなしとげたヨーロッパ諸国が、原料供給地と市場を求めて従来の交易拠点からさらに支配地域を拡大し、植民地を建設して農業や鉱業を推進するようになった。アジアでは、19世紀を通じて行政・司法、さらには立憲改革がすすめられたが、エジプトやギリシアの、またバルカンの諸民族の自立・独立が認められるなど、帝国の解体がすすんだ。イギリス人も参加する種々の団体として組織されたインド国民会議は、その要求を受け入れられないにたいして民族運動組織に転じた。東南アジアでも、19世紀にはシャム(タイ)を除く全境が列強の植民地となり、その区画の多くがのちの国民国家の境界線となった。東アジアでは、18世紀末には開港の限界に達して統治の再編を求められていた清が、列強とのあいつく戦争に敗北して、国力を低下させていた。それに対して軍の近代化などの内政改革が試みられたが、増税がくりえされ社会との溝が深まっていた。一方で、日本は明治維新で近代国家建設をすすめて強國への道を歩み、朝鮮は清との従属関係を維持しつつ改革を試みた。

272 | 第16章 アジア・アフリカ諸国の統治再編と世界分割の進行

2 西アジア・中央アジアの変革

オスマン帝国の危機への対応 19世紀にヨーロッパ諸国との通商が拡大するなかで、非ムスリム商人が、ヨーロッパ諸国の不満を受けるなどして、国際貿易で利益をあげていた。このことがムスリムの不満のもととなり、ムスリムと非ムスリムの対立を生む背景となった。また、バルカン地方では、ムスリム地主とキリスト教徒農民の対立から、キリスト教徒の反乱がしばしば生じていた。さらに、19世紀後半にはバルカン諸民族の間で民族運動が活発化していた。こうした事態は、列強にキリスト教徒保護を口実に介入する機会を与え、それに対してオスマン帝国は譲歩をせまられていた。

1860年代から、政府に不満をもつ若手官層らが、自らを「新オスマン人」と称して、出版を通じて立憲政をめざす運動を展開した。これを背景に、1876年、バルカン半島のキリスト教徒反乱に端を発する危機のなかで、改革派官層ミドハト・パシャが起草した憲法草案をもとに、オスマン帝国憲法(ミドハト憲法)が公布された。翌年には議会も開設されたが、同年、ロシアがバルカン半島のスラヴ系民族の救済を名目にオスマン帝国と戦いを始めるなど、それを口実に78年、アブデュルハミド2世は議会を解散し、憲法を停止して、スルタンによる専制政治を復活させた。しかし、戦争はオスマン帝国の敗北に終わり、ヨーロッパ列強によるベルリン会議で、バルカン半島の諸民族国家の独立や自立が認められ、帝国はバルカン半島の領土の過半を失った。帝国領のムスリム人口の比重の増加を背景に、スルタンは自らのカリフとしての地位を強調し、アラブ人など帝国内のムスリムとの統合をはかった。同時に、国外のムスリムにも連帯とカリフへの支持をうったえかけることで、イギリスなどの列強を警戒させた(「パン・イスラーム主義」)。

世界経済と直結した19世紀のオスマン帝国では、イギリス綿製品の輸入が急増し、土着の産業に打撃を与えた。しかし、綿織物業は輸入係率を用いた国内向け生産を行うことで生きのびた。また、絨毯産業はヨーロッパへの輸出向けの生産で活況を呈した。こうした産業は、しばしば女性を安価な労働力として用いることによって支えられていた。

オスマン帝国憲法(ミドハト憲法) スルタン陛下は、カリフ位によりイスラームの守護者であり、全オスマン臣民の完備にしてスルタンである。

オスマン帝国のオスマン帝国憲法(ミドハト憲法) スルタン陛下は、カリフ位によりイスラームの守護者であり、全オスマン臣民の完備にしてスルタンである。

よるとる オスマン帝国憲法にはどのような特徴があるだろうか。また、それまでのオスマン帝国の改革や変化がどのように反映されているだろうか。

資料 憲法制定までのオスマン帝国の改革や変化がどのように反映されているか、という点に着目します。

本文の流れ

西アジア・中央アジアの変革		
オスマン帝国	エジプト 北アフリカ イラン アフガニスタン 中央アジア	イスラーム 改革運動
・ムスリムと非ムスリムの対立 ・ミドハト憲法 →停止, 専制政治 ・領土の喪失 ・パン・イスラーム主義 ・青年トルコ革命 ・第1次バルカン戦争		

列強に対して劣勢に立たされた西アジア諸国の変革

123の三つの憲法には、フランス人権宣言(→p.56)や立憲主義の理念(→p.60)と比べると、どのような類似点と相違点があるだろうか。また、相互の類似点と相違点はどこだろうか。

資料 「立憲制」という概念を理解するために、各国の憲法を比較・考察します。